

## 滋賀県文化財保存基金条例案要綱

## 1 制定の理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）または滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）の規定により指定され、選択され、または選定された文化財の保存に要する経費の補助に関する事業を円滑に行うため、滋賀県文化財保存基金条例を制定しようとするものです。

## 2 概要

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）または滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）の規定により指定され、選択され、または選定された文化財の保存に要する経費の補助に関する事業を円滑に行うため、滋賀県文化財保存基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

## 滋賀県文化財保存基金の概要

滋賀の文化財は、国宝・重要文化財が全国第4位と、質が高く豊富で、県内に広く分布し、今なお地域の暮らしや風土と深く結びついて大切に守り伝えられています。

県民の共有財産であり、地域の宝である文化財を、地域の人々と共に守り、次世代に引き継ぐことのできる仕組みを確かなものにし、地域の風土性に根ざした文化財保護に取り組んでいくことが重要であると考えます。

については、時機を逸することなく保存修理等を計画的に行い、文化財の価値や魅力を保存し継承できるよう所有者等を支援するため、新たな基金を設置しようとするものです。

### 1. 設置目的

文化財保護法または滋賀県文化財保護条例の規定により指定等された文化財の保存に要する経費の補助に関する事業を円滑に行うことを目的として、滋賀県文化財保存基金を設置する。

### 2. 基金積立金の使途

国や県が指定等する文化財の保存修理等にかかる補助事業を対象とし、所有者等が行う文化財の保存修理等を支援する。

### 3. 条例の施行日

平成25年4月1日